

滋賀県内水面漁場計画の素案に関する意見の募集について

令和5年8月末までに本県の全ての漁業権の存続期間が満了することから、漁業権の一斉切替を予定しています。海面漁業権の一斉切替に必要な漁場計画の案の作成に当たり、漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第1項の規定により、滋賀県内水面漁場計画の素案に関して当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人からの意見を募集します。

◆公表する資料

- ・ 滋賀県内水面漁場計画（素案）の概要（PDF： KB）
- ・ 滋賀県内水面漁場計画（素案）（PDF： KB）
- ・ 漁場位置図（内水面第5種共同漁業権）（PDF： KB）

◆利害関係人の想定と意見提出時の注意点

利害関係人とは、水産庁通知（新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて（令和3年9月7日付け3水管第1529号））に基づき、下記の方を想定しています。また、意見提出時には下記注意点を参考に具体的に記入してください。

利害関係人の想定	意見提出時の注意点
漁業を営む者	いつ、どこで、どのような漁業を営んでおり、漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのかを具体的に記入してください。
漁業を営もうとする者	いつ、どこで、どのような漁業を営むことを計画しているのか、漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのかを具体的に記入してください。
漁業協同組合	関係する漁業者の意見のとりまとめとして、総会、総代会、総会の部会、理事会その他これに準ずる意思決定機関の決定を経たものであることが分かる資料を添付してください。 漁業権の設定に伴い、どの組合員のどの漁業が、どのように影響を受けるのか、具体的に記入してください。
船舶の運航者等	漁業権の漁場の区域又はその周辺において、船舶を航行し、停泊又は係留している事実が分かるように記入してください。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。
法律により土地を収用し又は使用することが出来る事業を行う者	土地収用等ができる根拠法や、当該事業が当該法に基づく認定の対象になっていることが分かる資料を添付してください。
水面の利用・開発をする事業者（過去に漁業権の放棄を伴う漁業補償を行った事業者を含む）	漁業権の設定に伴い、事業者が実施する事業にどのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。 過去に漁業補償を行っている場合、その内容はどのようなものであるかが分かるよう記入してください。 漁業権の設定が、過去の漁業補償とどのように関係するか、具体的に記入してください。
その他	上記以外でどのような利害関係を持つのか具体的に記入してください。 漁業権の設定に伴い、どのような影響を受けるのか、具体的に記入してください。

◆参考資料

- ・ 現行の共同漁業権の免許状況（免許漁業漁場一覧 滋賀県内水面の部）（PDF： KB）

◆関係法令等

- ・ 漁業法（抜粋）、漁業法施行規則（抜粋）（PDF： KB）
- ・ 水産庁長官通知「海区漁場計画の作成等について」（令和4年4月14日付け4水管第57号）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/20220414.html>
- ・ 海面利用制度等に関するガイドライン（水産庁ホームページ）
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/attach/pdf/suisankaikaku-7.pdf>
- ・ 新たな漁業権を免許する際の手順及びスケジュールについて（令和3年9月7日付け3水管第1529号）
https://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/attach/pdf/gyogyouken_jouhou3-205.pdf

◆公表の方法

このホームページのほか、以下の場所でご覧いただけます。

- ・ 滋賀県農政水産部水産課（県庁本館4階）
- ・ 県民情報室（県庁新館2階）

◆募集の期間

令和4年12月9日（金曜日）から令和5年1月9日（月曜日）まで

◆御意見の提出方法および提出先

- ・ 記入様式をダウンロードし、郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。
- ・ 電子メールの場合は、ファイルを添付いただくか、提出様式内の①から⑥をメール文に入力いただき送信してください。

- ・ 滋賀県内水面漁場計画の素案に関する意見提出様式（ワード： KB）
- ・ 滋賀県内水面漁場計画の素案に関する意見提出様式（PDF： KB）

【提出先】

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県農政水産部水産課漁政係

FAX：077-528-4885・電子メール：gf00@pref.shiga.lg.jp

(別紙 提出様式)

滋賀県内水面漁場計画の素案に関する意見

年 月 日

滋賀県農政水産部水産課 漁政係 宛て

【提出者】

①住所	〒
②氏名 ※法人の場合は名称と代表者名	
③電話番号	
④電子メールアドレス	
⑤利害関係の疎明 ※当該事案について利害関係を記入してください。	

意見公募のあった滋賀県内水面漁場計画の素案について、下記のとおり意見を提出します。

【⑥意見の内容】

--

※別紙で提出される場合は、別紙に提出者名を記入してください。

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

※電子メールの場合は、ファイルを添付いただくか、上記①から⑥をメール文に入力いただき送信してください。

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県水産課漁政係

FAX：077-528-4885・電子メール：gf00@pref.shiga.lg.jp

記載例

(別紙 提出様式)

滋賀県内水面漁場計画の素案に関する意見

令和4年12月25日

滋賀県農政水産部水産課 漁政係 宛て

【提出者】

①住所	〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
②氏名 ※法人の場合は名称と代表者名	滋賀 鮎太
③電話番号	077-000-0000
④電子メールアドレス	Shiga-ayu@000.jp
⑤利害関係の疎明 ※当該事案について利害関係を記入してください。	※1ページに記載している「利害関係人の想定と意見提出時の注意点」を確認して具体的に記載してください。 ● 〇〇川近辺で活動しているNPO法人である。 ● 計内共第〇〇号第5種共同漁業権が設定されている〇〇川において、8月に当該河川を利用した教育活動を実施したいと考えている。

意見公募のあった滋賀県内水面漁場計画の素案について、下記のとおり意見を提出します。

【⑥意見の内容】

※別紙で提出される場合は、別紙に提出者名を記入してください。

※郵便、FAX、電子メールのいずれかで送付してください。

※電子メールの場合は、ファイルを添付いただくか、上記①から⑥をメール文に入力いただき送信してください。

〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1 滋賀県水産課漁政係

FAX: 077-528-4885 ・ 電子メール: gf00@pref.shiga.lg.jp